

平成31年度 さいたま市立浦和大里小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る。」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、そしていじめを許さない集団をつくるため、さらに「平成30年度南区子ども会議」の話し合いも受けて、「平成31年度さいたま市立浦和大里小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係をはぐくむ教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取り組みを行う。
- 4 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に該当いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 5 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 6 いじめる児童に対して、家庭環境やいじめてしまう原因・背景を探り、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 7 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- 8 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、そして今年度は特に人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かをいじめ対策委員会が適正に判断する。

IV いじめが解消している要件

- 1 いじめ対策委員会が認定したいじめが、少なくとも3か月を目安に、止んでいる状態のことをいう。
- 2 被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により認められることをいう。

V 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、各教育相談部担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、民生委員・児童委員、学校評議員、学校関係者評価委員 等
※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者など構成委員以外の関係者を招集し、対応する。
- (3) 開催
 - ア いじめ対策委員会定例会（5月・2月）
 - イ いじめ対策校内委員会（生徒指導委員会・教育相談部会と兼ねて開催）
 - ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
 - ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
 - イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
 - ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - エ いじめに係る情報があったときには、臨時部会を開催し、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
 - オ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
 - カ 浦和大里小いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を学期に1回以上企画し、計画的に実施する。
 - キ 浦和大里小いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検と見直しを行う。

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともにいじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくらうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：児童会（代表委員長、代表委員4・5・6年生各学級2名：24名）、
必要に応じて各委員会代表・各クラブ代表を招集する。
- (3) 開催
 - ア 定例会（各学期1回）
 - イ 臨時委員会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育・人権教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳主任・人権主任を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- 一人ひとりの児童がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともにほかの人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に表れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにする。

(2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 各学年の児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・ 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・ 校長等による講話
 - ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・ 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 4月に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聴き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
 - ・ 授業中は、発表する人のほうを向く。
 - ・ 異学年交流を行う。
 - ・ 英会話や英語活動を通してコミュニケーション能力を育てる。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付

ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○ 授業の実施： 5年生 6月 学級活動 「いのちの支え合い」を学ぶ授業
(悩みと上手に付き合おう)

6年生 6月 学級活動 「いのちの支え合い」を学ぶ授業
(友だちの良い相談相手になろう)

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

○ 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○ 「携帯・インターネット安全教室」の実施： 5年生 1月

6 保護者との連携を通して

(1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。

(2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

(3) 子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○ 早期発見のポイント

- ・児童の些細な変化に気付くこと
- ・気付いた情報を共有すること
- ・情報に基づき、速やかに対応すること

(1) 健康観察 : 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等

(2) 授業中 : 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている 等

(3) 休み時間 : 独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等

(4) 給食 : 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等

(5) 登下校 : 独りぼっち、荷物を持たせられる 等

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施時期 : 4月・9月・1月 ※必要に応じて実施する。

(2) アンケート結果 : 学年・学校全体で情報共有する。

(3) アンケート結果の活用 : アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。

面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。その際、市教委から配布されている、面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」、「どのような内容

(児童の様子も含む)」か記録し、保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) いじめがあったか、毎月担任が振り返ることで児童個人への意識を高め、「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談日の実施

- (1) 毎月の教育相談日、6月いじめ撲滅月間、11月教育相談月間を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① さわやか相談員だよりの発行
 - ② さわやか相談員との連携

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 : ①学校公開日のアンケート
②学校評価としてのアンケート、体罰・暴言等のアンケート
- (2) アンケート結果の活用 : アンケート結果を踏まえた、情報の確認・早期の適切な対応。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員 : 2月情報交換
- (2) PTA、児童の安全意見交換会、通学班編成会議 : ①育成会を中心とした防犯活動。
②年2回の学校連絡協議会
- (3) 学校関係者評価委員会・学校評議員会 : 授業参観(年2回)
- (4) スポーツ開放委員会 : 校庭開放の運営について。少年団との児童の情報交換(年2回)

Ⅶ いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し該当いじめに係る情報を報告し、「児童の生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、対応する。

- | | |
|------|--|
| 校長 | 情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を収集し、いじめ対策委員会を開催する。 |
| 教頭 | 校長を補佐し、適切な情報収集に努め、対応する。 |
| 教務 | 校長、教頭を補佐し、担任・学年との連絡調整をする。 |
| 担任 | 事実の確認のため、情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。 |
| 学年担当 | 該当担任・学級を支援できる体制を整える。 |
| 学年主任 | 学年児童全体への影響を最小限に食い止められるようにする。校長、教頭に報告する。 |

生徒指導主任・・・・・・・・・・	児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
教育相談主任・・・・・・・・・・	教育相談を随時受けることができるよう体制を整備する。
特別支援教育コーディネーター…	問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
養護教諭・・・・・・・・・・	児童との信頼関係に基づく教育相談を実施する。
さわやか相談員・・・・・・・・・・	保護者や学校の要請に応じ、適切な相談体制の充実を図り、教職員との連携を図る。
スクールカウンセラー・・・・・・・・	専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
スクールソーシャルワーカー・・	情報の提供及び専門的な立場から、児童生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
保護者・・・・・・・・・・	家庭において、児童の様子をしっかりと把握し、異変を感じたときはただちに学校と連携する
地域・・・・・・・・・・	いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実にを行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底：4月の年度初めに配布
- (2) 取り組み評価アンケートの実施、結果の検証：7月、11月に配布・集計・検証。

2 校内研修

- (1) 「分かる授業を進めること」
 - 授業規律の徹底（あいさつ・返事・授業開始・終了時間・聞く態度・言葉遣い）
小中一貫教育の取組と連携
 - 児童が自らの学習活動を作る授業実践
 - 互いに違いを認め合い、支え合い、学び合う雰囲気
- (2) 生徒指導・教育相談にかかわる研修
 - 児童生徒理解：毎月の生徒指導・教育相談研修での情報交換、ケース会議等
- (3) 情報モラル研修
 - 個人情報に係る研修
 - ・ 4月の年度当初に個人情報の扱いについて確認し共通理解を図る。
 - ・ 7月に情報モラル研修を実施する。
 - ・ 授業参観・懇談会で児童や保護者に情報を提供し、共通理解を図る。
- (4) 「ネットいじめ」に係る研修の実施
 - ア. ねらい 「ネットいじめ」等に迅速かつ適切に対応するため
 - イ. 回数 年に1回
 - ウ. 情報教育部と連携して、児童生徒の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取り組みを実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

（1） 検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

（1） 「取組評価アンケート」の実施時期：6月、11月、2月とする。

（2） いじめ対策委員会の開催時期：5月、2月とする。

（3） 校内研修会等の開催時期：4月、9月、1月とする。